

MAPP 委員会

会 則

(本会について)

第1条 MAPP 委員会(以下、当委員会)は、一般社団法人日本弦楽器演奏家協会 理事会(以下、協会)にて承認され、設置した委員会であり、理事会監査のもと運営される。

(目的)

第2条 当委員会は、MAPP ENTERTAINMENT(マップ エンターテイメント)のブランドコンセプトのもと、協会「理念」「活動内容」に基づき、企画・実施し、より多くの弦楽器ファンを増加させることを目的とします。

(事業内容)

第3条 当委員会は、次の事項について活動する。

- 1 イベント・コンサート等の企画、制作及び運営
- 2 JASIP メンバー(ゴールド、プラチナ含む)の、イベント・コンサート等の企画、制作及び運営

(委員構成)

第4条 当委員会の委員は以下で構成される

- 1 協会特別顧問
- 2 協会理事
- 3 外部委員(定員なし)

※外部委員は委員からの推薦による者で、委員3分の2以上の承認により決定する

※委員長選任は委員の互選とする

※任期は2年とし、委員は再選を妨げないものとする

(業務委託契約)

第5条 当委員会は、各委員及び団体と業務委託契約を結び、業務を委託することが出来る。

1. 当委員会の外部委員は、別途「委託契約書」にて契約を行います
2. 当委員会の業務の一部を、株式会社クリフ(東京都中央区日本橋大伝馬町 13-7)に委託するものとする。

(その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、認定委員会に諮って定めることができる。

(附則) この規約は、平成26年10月1日から施行する。